

宇部市総合計画審議会への分科会及び起草委員会の設置

1 分科会及び起草委員会設置の趣旨

総合計画審議会においては、「宇部市新総合計画基本構想」の策定について意見を求めるとする市長の諮問を受け、平成33年（2021年）を目標年次とした新総合計画基本構想に盛り込む本市のこれからのまちづくりの方向性と目標について、調査、審議することになる。

総合計画は、市で最上位の長期ビジョンであり、市政の基本となる計画であることから、その検討の範囲は、市政全般にわたり幅広く、多岐にわたる議論が必要になると考えられる。

そこで、審議する内容を複数の分野別のテーブルに分ち、より専門的・集中的に議論を行い、的確な方向性を打ち出すため、宇部市総合計画審議会条例第6条の規定により、審議会に分野別の「分科会」を設置することとする。

また、総合計画審議会での調査審議を踏まえ、市長への答申を行うに際し、その答申書を起草するため、その専任組織として、同条の規定により審議会に「起草委員会」を設置することとする。

2 分科会の構成及び所掌事項

総合計画審議会に設置する分科会については、まちづくりの分野を一般的なジャンルに沿って4つに分け、その分野ごとに設置することとし、その構成及び審議を行う主な事項は、以下のとおりとする。

分科会名	所掌事項
生活環境分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会を目指した環境保全対策及び自然環境の保全 ・良好な生活環境の整備 ・安心、安全な暮らしの確保 ・都市施設や市街地、交通体系の整備 ・地域情報化の推進
健康福祉分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりの推進 ・総合的な福祉施策の推進 ・医療体制・医療サービスの充実
教育文化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育、学校教育及び社会教育の充実 ・地域文化の振興と継承
産業振興分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業の創出・育成及び雇用の拡大 ・商工業の振興 ・農林水産業の振興 ・観光・コンベンションの推進

なお、市政推進の全般にわたり共通する

市民との協働によるまちづくり

人権意識の高揚のための啓発

効率的な行財政の運営

等の課題、また市政全般にその影響を受けると考えられる

少子高齢化社会・人口減少社会の進展

中山間地域の振興

コンパクトシティへの転換

等の社会情勢の変化に対する方向性や目標については、専門の分科会は設けず、各分科会における共通の問題として議論するとともに、全体の審議会において議論することとする。

3 分科会の組織等

(1) 組織

各分科会は、委員4人又は5人で組織し、審議会の正副会長は、いずれの分科会にも所属しないものとする。分科会を構成する委員は、各委員の希望を考慮した上で、会長が指名する。

(2) 委員長及び副委員長

各分科会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、所属する委員の互選により定めるものとする。委員長は、分科会を代表し、会務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の会議

分科会の会議は、委員長が必要に応じ、又は委員の求めに応じ招集し、会議の議長となる。分科会の会議は所属する委員の過半数の出席をもって成立し、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(4) 分科会の会議の公開

分科会の会議は、原則公開するものとし、その会議録は、内容を要約したものを公表するものとする。

4 起草委員会の組織等

(1) 組織

起草委員会は、審議会の正副会長及び各分科会の委員長の計6人で組織する。

(2) 委員長及び副委員長

起草委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、委員長には審議会会長を、副委員長には審議会副会長をもって充てる。委員長は、起草委員会を代表し、会務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 起草委員会の会議

起草委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。起草委員会の会議は委員の過半数の出席をもって成立し、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(4) 起草委員会の会議の公開

起草委員会の会議は、原則公開するものとし、その会議録は、内容を要約したものを公表するものとする。

<参考>宇部市総合計画審議会条例（抜粋）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。